

保育所及び認定こども園入所（2・3号認定）のための手引き

保育所や認定こども園で保育を希望して入園させる場合、保育を必要とする事由による認定を受ける必要があります。この認定を受けるには「**教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書（A票）**」の申請とともに、保護者が以下の①～⑩のいずれかの事由により、その状況を証明等をする書類（B票）を添付しなければなりません。

① **就労**（標準時間・短時間）

雇われている方や内職の方は「**就労証明書（B票①）**」の添付が必要です。就労証明書は勤務先、雇い主から記入してもらってください。

自営業の方や農業従事者は「**就労状況申告書（B票②）**」を提出してください。申告書には就労状況により添付書類が必要です。

月の就労時間（休憩時間含む）が 120時間以上の場合「標準時間認定」となり、48時間以上120時間未満の場合「短時間認定」となります。※48時間を下回る場合、就労の該当にはなりません。

② **妊娠・出産**（標準時間のみ）

産前（出産予定日から数えて8週間前）・産後（出産日から数えて8週間後）の方が該当になります。「**保育が必要な状況の申立書（B票③）**」に必要事項を記入し、「**母子手帳の写し**」（出産予定日又は出産日が分かる部分）と一緒に提出してください。

③ **保護者の疾病・障がい**（標準時間のみ）

保護者の疾病又は障害により家庭での保育ができない方が該当になります。「**保育が必要な状況の申立書（B票③）**」の提出と疾病の場合は主治医からの「**診断書**」（家庭での保育が困難である旨が書かれていること）、障がいの場合は「**障害者手帳の写し**」（又は障害の等級等が分かるもの）と一緒に提出してください。

④ **同居又は長期入院している親族の看護・介護**（標準時間・短時間）

ご家族の看護や介護のため保育が困難な方が該当となります。「**保育が必要な状況の申立書（B票③）**」に必要事項を記入し添付書類をつけて提出してください。

⑤ **災害復旧**（標準時間のみ）

こどもみらい課窓口にお越しください。

⑥ **求職活動**（短時間・上限原則90日）

求職活動中の方が該当となります。「**保育が必要な状況の申立書（B票③）**」に必要事項を記入し提出してください。

※求職活動による支給認定は原則90日が上限です。就職先が決まった場合は今までの活動状況を「**求職活動報告書**」に記入し提出してください。「**報告書**」は月1回提出してください。

⑦ **就学（職業訓練を含む）**（標準時間・短時間）

厚生労働省の基準に基づいて実施されている職業訓練校等に就学する方が該当となります。

「**保育が必要な状況の申立書（B票③）**」に記入の上、在学証明書とカリキュラムがわかるものとを一緒に提出してください。標準時間・短時間はカリキュラムを参考に決定いたします。

⑧ **虐待やDVの恐れがあること**（標準時間のみ）

こどもみらい課窓口にお越しください。

⑨ **育児休業取得中に在園児がいて継続利用が必要であること**（標準時間・短時間）

育児休業を取得している方で、新しく生まれたお子さんの育児に専念するために上のお子さんを各園に預ける方が該当となります。提出していただいている「**就労証明書（B票①）**」をお返しいたしますので、証明書下段に育児休業の期間の証明をもらい、再度提出してください。

⑩ **その他町が認める場合**（標準時間・短時間）

こどもみらい課窓口にお越しください。

申請手続き終了から原則 30 日以内にこどもみらい課から「**支給認定証交付通知書**」等の入所に必要な通知が郵送されますので、入所施設と入所契約する際にはそれらを持参してください。

※次年度の受付が集中する期間（12～2月）は、新規及び継続分の審査を行うことから結果の通知が3月下旬になりますのでご了承ください。

※年の途中で認定理由（保育が必要な事由）が変わった場合は速やかに保育所・こども園又はこどもみらい課までご連絡ください。変更内容によっては保育必要量（標準時間・短時間）が変更になることもあります。

<保育料の算定方法について>

保育料は、原則として「**保護者（両親）の町民税の合算**」をもとに算出され、4月～8月（5か月）は前年の町民税、9月～翌3月（7か月）は当該年の町民税により決定します。

※未申告の方は、保育料が決定できないため、速やかに申告を済ませてください。

<マイナンバーの記入について>

入所手続きに必要な「**教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用申込書**」（A票）には、世帯員の把握を目的としてマイナンバーの記入をお願いしております。こどもみらい課窓口へお越しの際は、申込書に記載する**全員分のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード**を持参してください。

（問合せ）七戸町役場 こどもみらい課 児童福祉係 電話：0176-58-7622